

令和2年度 宮城県環境影響評価技術審査会 会議録

1 日時 令和3年1月8日(金)午後1時30分から午後3時まで

2 場所 WEB会議  
(宮城県庁行政庁舎18階サテライトオフィス)  
(傍聴会場:宮城県庁行政庁舎11階第二会議室)

3 出席委員(14名) オンラインによる出席

(1) 常任委員(13名)

石井 慶造	東北大学	名誉教授
伊藤 晶文	山形大学	人文社会科学部 教授
内田 美穂	東北工業大学	工学部環境応用化学科 教授
太田 宏	東北大学	高度教養教育・学生支援機構 助教
田口 恵子	東北大学大学院	医学系研究科 准教授
永幡 幸司	福島大学	共生システム理工学類 教授
野口 麻穂子	森林総合研究所	東北支所 主任研究員
平野 勝也	東北大学	災害科学国際研究所 准教授
牧 雅之	東北大学	学術資源研究公開センター植物園 教授
丸尾 容子	東北工業大学	工学部環境応用化学科 教授
村田 功	東北大学大学院	環境科学研究科 准教授
山本 和恵	東北文化学園大学	科学技術学部建築環境学科 教授
由井 正敏	一般社団法人	東北地域環境計画研究会 会長

(2) 専門委員(1名)

原 猛也	公益財団法人	海洋生物環境研究所 フェロー
------	--------	----------------

(参考)

傍聴者人数:1名(報道機関:1名)

4 会議経過

(1) 開会 (事務局)

本審査会は13人の常任委員及び1人の専門委員で構成されており、開会時点で常任委員13人中11人の出席のため、環境影響評価条例第51条第2項により、会議が成立することを報告。

県情報公開条例第19条に基づき、審査会を公開とし、会議録についても後日公開すること、うち、個人のプライバシー及び希少な動植物等の生息・生育に係る情報については、同条例第8条及び情報公開法第5条に基づき非公開となることを確認。

(2) 挨拶(環境対策課長)

明けましておめでとうございます。今年もどうぞよろしく願いいたします。本

日はお忙しい中、宮城県環境影響評価技術審査会に御出席いただき、また、本県の環境行政につきまして、日頃から御協力を賜り、誠にありがとうございます。さて、今回の審査会以降、当面の間、月に2回程度の審査会の開催が見込まれております。風力発電事業の審査件数の増加に伴うものであり、委員の皆様には御負担をおかけしてしまいますが、引き続き忌憚のない御意見をいただきたいと思います。本日の審査会では、(仮称)宮城山形北部 風力発電事業に係る環境影響評価方法書について審査を賜ります。当該事業は、宮城山形北部風力発電事業の事業区域について、区域の一部が分割された上で環境影響評価が実施されるものです。

詳細につきましては、後ほど担当から御説明させていただきますので、専門的技術の見地からの十分な審査をお願いいたします。また、本日は環境省大臣官房環境影響評価課及び東北地方環境事務所、一般社団法人日本環境アセスメント協会の皆様も審査会を傍聴されております。審査会終了後には、環境省様主催のもと、環境アセスメントのあり方や審査上の課題などについて、意見交換会を開催していただくこととなっておりますので、委員の皆様におかれましては、是非忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたします。簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくをお願いいたします。

### (3) 審査事項

(仮称)宮城山形北部 風力発電事業 環境影響評価方法書について(諮問)

#### 【平野会長】

明けましておめでとうございます。今年もよろしく申し上げます。早速、審議に入りたいと思います。次第に従いまして、審査事項「(仮称)宮城山形北部 風力発電事業 環境影響評価方法書について」について審議をしたいと思います。参考人の入室をお願いします。

#### 【事務局】

事業者の方が入室するまで少々時間をいただきます。

< 参考人接続 >

#### 【事務局】

平野会長よろしく申し上げます。

#### 【平野会長】

早速、審議に入りたいと思います。本件については稀少種の生息場所の特定に繋がる情報は含まれていないと報告を受けております。稀少種とそれ以外の部分との審査を分

けずに進めたいと思います。それでは先ず事務局から本件についての説明をお願いします。続きまして参考人の方からの説明をお願いします。

**【事務局】**

資料 1-1，資料 1-2 について説明。

**【参考人】**

資料 1-3，資料 1-4 について説明。

**【平野会長】**

ありがとうございました。本日は全員出席ですよね。では、皆さん御意見いただければと思います。

**【伊藤委員】**

方法書の 163 ページから 170 ページにかけての国土防災関係について指摘させていただきまます。国土防災関係のうち、保安林の指定については本事業実施区域のごく一部ではございますが、土砂流出・崩壊防備保安林がかかっています。続きまして、砂防指定地なのですが、砂防指定地そのものではなくて、その上流側も防災を意識する上で、その改変をできるだけ避けていただきたいと他の事業でもお話をしているのですが、こちらで見ると、今お話した保安林とほぼ同じような箇所相当するところが上流域になっています。あと文章ですと 164 ページになりますが、地すべり地形ですね。図ですと 170 ページになります。そちらも僅かではあります一部移動体のところがかかってきていて、滑落崖も一部かかっております。こちらにつきましては、今後風車の具体的な位置を決めていかれると思いますが、ここの部分に関して改変しないようなかたちで設置位置を検討していただきたいと思います。これが国土防災関係についての指摘です。

もう一点よろしいですか。

**【平野会長】**

どうぞ。

**【伊藤委員】**

もう一点なのですが、こちらは方法書の 311 ページからの内容なのですが、本日も水質に関しての評価について御説明がありましたが、方法書 313 ページに水質調査の地点が 2 地点示されているのですが、地点が事業区域から遠いのではないかとということです。具体的に何故そういうことを言うかと申しますと、方法書 88 ページから 89 ページに重要な植物の群落ということで、植生自然度が 10 と 9 のものを取り上げていただいているのですが、特に湿原というのでしょうか、そういった濁った水が入ってくると随分と影響を受ける可能性がある植生が近くにありますので、これは事業者さんが専門家に聞き取りしている、275 ページに聞き取りの結果が出ていますが、そちらのほうでも専門家の方もそういった濁水が入らないようにという指摘をされています。基本的には濁水が

遠くに行かないような措置はされると思うのですが、こういった近くに重要な植物群落が存在しているので、沼地というか池というのでしょうか、そちらに流入する沢筋の少し上流側に1地点、水質調査地点がもし設けられるのであれば、設けておいたほうが良いのではないかという指摘なのですが、検討していただければと思います。以上、2点です。

**【平野会長】**

国土防災に関する件と水質の件、参考人の方、お答えいただければと思います。

**【参考人】**

水質の地点につきましては、かなり下流部ということになっておりますので、ただ降雨時の採水等で上流ですとアクセスが悪い部分がございますして下流の方に設定してございますけど、より上流地点での追加につきましては検討したいと思います。以上です。

**【平野会長】**

伊藤先生よろしいですか。

**【伊藤委員】**

今の指摘した植生自然度が高いところというのは、植生図も描かれてなく、植生の予測をするために具体的な調査するところからも地点として外れていると思うのですが、それも含めて植生自然度10のところというのを重要視されるのであれば調査に入れるのであれば、植生の調査もしつつ、流入してくる沢のところでも水質調査ができれば良いのかなと思っていたのですが。もちろん、お話されているようにアクセスの面もあると思いますので、そちらとの兼ね合いになるのかもしれませんが検討していただければと思います。あとは国土防災関連のほうは除外の方向で検討していただくということでしょうか。

**【参考人】**

国土防災関係のほうにつきましても、現状は机上の検討でしかないところもございますので、今後詳細な調査をしつつ、その範囲に関して、事業として危険を回避できない状況であれば除外をしていくというふうに進めていきたいと思います。

**【平野会長】**

ただ、水質に関しては貴重な群落ですとか植生自然度が高いところへの影響をちゃんと評価するためには、どれだけ大変であっても入っていただくしかないのではないですか。要は、皆さんが事業をなさって植生が変わったという時に、その調査地点で水質が問題ありませんでしたというエビデンスがないと自分たちのせいではありませんよということが立証できなくなります。ですので、加えておいた方が事業として無難だと思うのですがいかがですか。

【参考人】

調査地点の集水域は、改変区域に重なる地点で設けているのですが、例えば上流側で集水域の解析をしてみて、そこが例えば自然植生にかかるということであれば、平水時の採水等については検討したいと思いますので、今後集水域の解析をもう少し細かくやってみて検討させていただければと思います。

【平野会長】

というか、本来はそういう検討を終えて、方法書として出していただかなければいけないのではないですか。

【参考人】

その着眼点については、方法書に反映されておらず、河川の水域への影響ということで改変区域が大きく重なる地点を設けておいたのですが、自然植生との水質の観点、委員から御指摘いただいた点というのは考慮ができていなかった部分でありますので、今後検討させていただければと思います。

【平野会長】

風力発電事業で重金属なんかが出る訳がないので、基本的には。濁度の問題だと思いますので、こんなに下流で採ったら濁度も全然全部大丈夫となって、データとして意味のないものになりかねないので、検討をきちんといただければと思います。他の件、ありますでしょうか。

【石井委員】

放射線の量についてなのですが、説明資料（事業者作成当日説明資料）12ページをよく見てもらうと分かるのですが、審査時の指摘の内容というところで、要は放射性物質が工事等によって分散したりして、「山菜や農作物に対する影響が懸念される」ということで、「土壌の放射能濃度を測定すること」と書いてあって、「その際、土壌の測定においては表層1センチメートルの検体の採取をして測定を行うこと。」と、そして更に、「1地点で複数個検体を採取することが原則だが」ということが書いてあります。複数個が必要だということです。この意味で方法書の374ページ、375ページには放射能濃度について、ただ「測る」と、具体的なことが何も書いていないのです。これでは話にはならなくて、わざわざ言っている訳だから、大体土壌の汚染というのは表層が多くて、深くなれば薄くなっていくわけです。従って、表層の検体採取は絶対必要なもので、こちらの方法書の中に先ずは放射能濃度、ここに書いてあるように表層1センチメートルの検体を採取するというのを入れないとだめです。次に大体距離にして3キロメートルもあるところをたった4点から5点程度で測定すると言っているのですが、4点から5点というと大体600メートル位の間隔になって、その1点の周りを複数箇所採るということになるのですが、これは少なすぎるのではないかとこの訳で、もうちょっとこの4点から5点をせいぜい2倍位、10点位にしたほうが良いのではないと思います。もちろん、風力発電機を建てる近くと中間あたりも入れて調査すべきだと思います。以上です。

【平野会長】

風車を建てる場所はもちろんのこと，工事用若しくは管理用道路の造成も含まれると思いますので，箇所数を増やすということと，1センチメートルをきちんと方法として明記していただきたかったのですが。これも方法書ですから，石井先生が既に助言をなさっていることがこの方法書に書かれていないというのは残念なのですが。それも含めてお答えいただければと思います。

【参考人】

御指摘いただいた部分，方法書が具体性を欠いた記述になっておりまして申し訳ありません。それにつきましても石井先生が御指摘のように，表層1センチメートル程度の採取等々，或いは地点として5地点では足りないということ，その2倍位は必要という具体的な指摘をいただきましたので，調査につきましてはそちらの方向で検討しまして進めていきたいと思います。

【平野会長】

石井先生よろしいですか。

【石井委員】

10地点になったとしても，1地点複数点というのはちゃんと入れておいて欲しい。方法書に書いてありませんよね。よろしくお願いします。

【平野会長】

放射線が溜まっている量にむらがあるので，ちゃんと細かく採っておかないと，影響がないということが証明できなくなるということです。よろしいですね，参考人の方。

【参考人】

その方向で，地点あたり複数のサンプリングという方向で考えてまいります。

【平野会長】

他，いかがでしょう。

【永幡委員】

先ず1点は単純な確認ですけど，この方法書を見ていたら最初のほうのページでは，一番近い集落まで0.9キロメートルと書いてあって，後ろの方では1.6キロメートルが一番近い集落となっているのですが，0.9キロメートルというのは（（仮称）宮城山形北部）（風力発電事業）（以下，本審査会にて「事業」と発言されており，「事業」を用いる。）じゃない方の事業で，全体で見ると一番近いのが0.9キロメートルという理解で正しいのですよね。

【参考人】

そうです。( (仮称)宮城山形北部) (風力発電) (以下、本審査会にて「事業」と発言されており、「事業」を用いる。)事業の方が900メートルとなっていて、本事業が一番近い住宅は1.3キロメートルなのですが、騒音の調査地点は1.6キロメートルの(離隔がある)集まった居住地としております。900メートルというのは「事業」です。

【永幡委員】

1.3キロメートルのところは調査しなくとも大丈夫なのですか。誰も住んでいないのですか。

【参考人】

データ上、ここに住宅があるものとして設定していたのですが、最近現地に入ったところ、そこに建物がない状態でございます、(図は)国土数値から記載しているのですが、居住の実態がない状況でございます。そうすると一番近いのは1.6キロメートルの住宅がある地域になるということで、騒音の調査地点はそちらに設定しています。

【永幡委員】

分かりました。1.3キロメートルの方が実際に今後調査に入ったときに、万が一居住の実態があったら考え直して欲しいと思いますけど、そうでなければ基本的にはこの件に関してはそれで結構だと思います。もう一つ確認したいのが、道路での搬入がありますよね。この搬入というのは、「事業」と「事業」で重なるのですか、重ならないのですか。

【参考人】

重なってきます。

【永幡委員】

重なったときの最大値というのをちゃんと把握した上で、道路の計算をしていることになっているのですかね。

【参考人】

そのようにいたします。「事業」の方は30万キロワットの事業ということでやっておりまして、「事業」は2万5千キロワットという事業としておりますけれども、実は系統の関係から「事業」と「事業」を合わせて30(万キロワット)を超えられないという状況なので、細かく言うと27万5千(キロワット)ですか、「事業」の方は、「事業」がフルに2万5千(キロワット)使った場合ですね、そういうふうになりますので、「事業」の方のアセスにおいては30万キロワットでやりますので、それは「事業」も「事業」も含めたものだということかたちになってまいります。

【永幡委員】

道路交通騒音は、結局車がどれだけ走るかで騒音レベルは決まってくるから、両方の影響がちゃんと反映されているのであれば、今回出していただいている方法書の提案通りで基本的には良いと思います。最後に聞きたいのは、「人と触れ合い」のところ、以前から言っているのですが、静穏性が求められるような場所がもしあった場合には、そこに関して静穏性もちゃんと評価してくださいというのをずっとお願いしています。今回のこの範囲から見たときに、静穏性が求められる地域があるのかなのかということと何となくさそうな気がしないでもないですけども、ないということを確認すること自体も、結局は静穏性の確認をするということになりますので、その意味では最初のところのホシ取り表で、本日の資料（事業者作成当日説明資料）でいくと14ページのところで「人と触れ合いの活動の場」のところの「施設の稼働」というのもかかってくると考えられます。結局音の問題というのは風車が稼働するから出てくるわけですから、それが本当に「人触れ」に関係するところがないのだということを確認することというのは「施設の稼働」にかかると思いますので、やはりここにはちゃんとマルを付けて、それに見合った調査をすべきではないかと思います。

【平野会長】

いかがでしょう。方法書の372ページを見ると、トレッキングコースがあって、そこが本当に静穏性を求められる場所かということ、求められる場所のような気がします。「ふるさと緑の道コース6」というのと「ジャパンエコトラック陶芸の里周遊ルート」等々がありまして。

【永幡委員】

これ2キロメートル以上離れていますよね。多分、距離を考えると十分な静穏性が確保できていると思うのですが、それも一応、簡単な確認は必要かと思えますから。

【平野会長】

そうですね。いかがでしょう、参考人の方。

【参考人】

「人触れ」の「場」についても現地に行きまして調査をいたします。どの時間帯に利用されているか、人が多いとか、周囲の環境、静穏性も含めてですけど、そういったものは確認しますので、その上で準備書にて適切に予測できるように調査、対応してまいります。

【平野会長】

他、いかがでしょう。

【太田委員】

項目でいうと「水環境」だと思のですが、水道水源とかそういう観点ではなくて、森林の洪水調節機能、ここは鳴瀬川とか吉田川とか県内でも度々水害を起こしている河

川の上流域に当たりますので、そういう観点でも、どの段階かは忘れましたが、聞いたような気がするのですが、今回事業者からの回答も洪水調節機能、防災的な観点での環境への影響について回答というかコメントが全くないのですが、その点が非常に残念です。

【平野会長】

(参考人の方、)いかがでしょう。

【参考人】

すみません、再度お願いできますか。

【平野会長】

要は、国土保全と言ったほうが良いかもしれませんが、森林の貯水機能にどの程度影響を与えてしまうのか。鳴瀬川、吉田川は水害を近年起こしておりますので。それに関してどういうことを考えておられるのかという御指摘です。何も記述がないということ。確かに、風力発電事業ですと改変面積が実はそんなに大きくないので、貯留機能を劇的に変化させることはないと思いますけど、ただ、それでも配慮としてなるべく地下浸透させる、表面を流れないようにするとか対応はあるかと思うのですよね。その辺をどのようにお考えなのかということをお伝えいただければと思います。

【参考人】

今回「事業」に比べますと「事業」としては61ヘクタール程度でございまして、先生がおっしゃったように面積的には大きくないところでございますけど、そういう意味においては、水の浸透に関する影響というのは、今回方法書には触れてございませんけど、今後どういう考えに基づいていくかということを検討させていただければと思います。今の段階ではお答えになりませんが、そのようにさせていただければと思います。

【平野会長】

太田先生よろしいですか。

【太田委員】

この場では無理かと思しますので、今後きちんと配慮していただきたいと思えます。

【平野会長】

私から景観の話をしたいのですがよろしいでしょうか。今回の方法書の249ページ、配慮書段階のものです。250ページを見ていただくと良いのかと思うのですが、配慮書段階で鳴子峡から8.7度で見えるということになっている訳ですよね。ただ配慮書の時の区域と若干違いますが、一番クリティカルなところに今回「事業」としてやられているので、鳴子温泉郷や鳴子峡から非常に大きく見える可能性を持った事業に

なっていると思うのですよね。「事業」の方の我々の答申御覧になっていますよね。

【参考人】

はい。

【平野会長】

そうすると、今回の366ページ、367ページに今回の調査地点が書いてありますけど、想定されている視野角さえ書いていないのは一体どういうことですか。あまりにも大きくて隠さなければいけない数字だったとしか思えないのですが。鳴子峡は何度ですか。想定されるのは。

【参考人】

鳴子峡からの垂直視野角の大きさは「事業」の一番北に延びている尾根の部分の領域で8.7度となっておりますかと思うのですが、今回その部分はないので、これほどはなっていないと思います。

【平野会長】

では何度ですか。

【参考人】

そこにつきましては数字を今お示しできません。申し訳ありません。

【平野会長】

これ方法書ですよね。

【参考人】

はい。

【平野会長】

この事業区域ですと回避できますか。風車の配置計画をきちんと見直すことによって、例えば鳴子峡から一切見えない、これはアプローチも含めてですよ。それから鳴子温泉郷から一切見えないということは今回の事業区域で可能ですか。

【参考人】

これについては、フォトモンタージュ等で明らかにしていくことだと思うのですが。

【平野会長】

場所を決めて、フォトモンタージュを作って影響が大きかったみたいな話ではないですよね。ですからこの段階でもある程度ちゃんと回避できるのかどうかきちんと検討していただいた上で場所を決めていって、最大限対応した場所でのフォトモンタ

ージュを作って、それでもこれだけ影響が残ってしまいましたというスタンスでやっていただきたいのですが。回避できるかどうかぱっと分かっていないということは検討もなさっていないということですか。鳴子温泉郷も鳴子峡も宮城県が誇る、若しくは東北随一のと言うと他の県の方に怒られるかもしれませんが、景観資源です。観光資源です。これに大きな影響を与える可能性を回避できない事業を最初からやられるおつもりなのですか。

【参考人】

宮城山形北部「 」の配慮書を含めて鳴子峡周辺から 10 地点以上、10 数地点について実際にフォトモンタージュを作成して、先生がおっしゃるように回避できるような方向になるかというのを、資料は出していないのですが検討を進めている状況にあります。

【平野会長】

どうなのですか。本当に回避できますか。それがもの凄く心配なのですが。

【参考人】

今まだ検討段階というところですので、この場で回避できる、できないという話を私の方からは難しいところです。検討をしている最中というところです。

【平野会長】

ですので、しかもそういう検討をなさっている割には視野角も出していないでなくて、非常に残念なのですが。調査地点はこれで十分ですか。鳴子温泉郷は入っていないし、何か全然話を聞いてもらっていない気がするのですが。何で「 事業」の答申にあれだけ書いているのに、景観について。それをそのまま反映してくださらないのですかね。同じ事業者なのに。

【参考人】

「 事業」と「 事業」では建つ尾根も違いますので、可視領域につきましても違いが出ていると思います。その中で対象の地点が不可視の場合は。

【平野会長】

いや、鳴子温泉郷からの景観が大事ですと話をしているのは可視領域が違って関係ないですよ。何で鳴子温泉郷からのチェックをしようとしていないのですか、デフォルトで。調査地点の候補に入っていないですよ。

【参考人】

こちらの資料には載せてはいないのですが。

【平野会長】

載せなきゃだめでしょう。

【参考人】

「事業」について、先生からコメントをいただきまして、鳴子温泉郷、こちら川渡温泉、鳴子峡、中山平温泉の3地点を示しておりますが、加えてその中間に当たるところ、陸羽東線含めて10数地点調査地点として検討して撮影等も進めているところです。

【平野会長】

もう一度聞きますけど、これは方法書ですよ。不十分な方法書を出して追加してくださいと言われて追加しますという対応をしていく、それでいいのですか、事業者として。もうちょっと影響の回避、低減をちゃんと考えて戦略的に環境影響評価をしていたらと思うのですが。いかがですか。

ちょっとこれ、次回までに今日話をちゃんと文書でこのように増やして、このように検討していますという話と、景観に関しては配置計画によって、回避、低減ができるかどうか全部決まりますので、その検討内容を示していただきたいのですが、いかがですか。

【参考人】

承知しました。

【平野会長】

よろしく願います。他、いかがでしょう。

【由井委員】

今日のスライド資料(事業者作成当日説明資料)の25ページですが、猛禽類の調査の例ということで調査地点が載っておりますけど、緑の猛禽類の調査地点の本事業に関わる部分が3箇所ありますが、もう一つは「事業」の調査地点が載っています。本事業に関わり、南側から見るのが2キロメートル以上離れているのですよね、事業区域に対して。(調査地点が)足りないんで、先ず可視範囲図が入っていないような気がするのですが、(図書の)どこかに入っていますか。

【参考人】

こちらは方法書に記載できておりませんでした。

【由井委員】

そうですね。それでクマタカがいる可能性があって、生態系の方でクマタカを上位性の代表種にしようとしているのですけれど、それを調べるにももう少し詳しく調べないとクマタカの高利用域が分かりませんので、南側に観察点を是非入れて欲しいと思います。それから、3つ位あって簡単にお答えいただきたいのですが、(方法書)本編323ページに渡り鳥の調査方法があるのですが「1日中観察する」というキーワードが入っていないのですが、带状区の渡りの観察は1日中観察する場合がありますか。

【参考人】

1日中観察する予定にしています。

【由井委員】

分かりました。それから生態系の353ページのところのクマタカを上位性種として扱うようですが、そこに餌動物と書いてあるのですよね。餌動物は動物の方の調査結果を引用するように見えるのですが、クマタカといえばやはりノウサギくらいは調べた方が良いと思うのです。或いはヤマドリとか。ノウサギについては、春先の雪解け期に前年の枯れ葉の上に積もっているノウサギの糞を数えれば一挙に調査できるので、非常に簡単ですので、クマタカを上位性の代表種に選ぶのであればノウサギの糞粒調査くらいは入れた方が良く思っていますけどいかがでしょうか。

【参考人】

ノウサギについても調査を検討したいと思います。

【由井委員】

専門外ですけどコウモリについて。(方法書)本編330ページに調査箇所があるのですが、気象ポール上にバットディテクターを付ける位置が、「事業」の方の位置の観測記録を使用するように見えるのですよね。それはそのように読んで良いですか。

【参考人】

はい、風況ポールの位置はそのとおりです。

【由井委員】

それで、今日の資料(事業者作成当日説明資料)を見ますと、(方法書)本編9ページにも書いてありますが、風車の高さが最大208メートルになると書いてありますよね。それでブレードより下の部分が72メートルもあって、森林の中を飛んでいるコウモリはそもそも当たらない規模の大きさの風車なのですが、逆にヒナコウモリとかヤマコウモリは高いところを飛んでいて当たりますので、高さ50メートルでしかも「事業」の本事業からはるか離れた西の方で調べると「事業」の高いところを飛ぶコウモリの実態が分かりません。「LEDライトで調査する」と書いてありますので、それを充実してA地点、B地点でより長期間、例えば一番飛ぶ8月中旬から9月中旬位にしっかり深夜までLEDライトで調査するか、今日の資料(事業者作成当日資料)25ページにうっすら載っていますが、赤い風車を建てる場所に林道が通っているのですが、この道路は車が通れますか。

【参考人】

林道があって、車は微妙なところですが人間が通れるようになっています。

【由井委員】

そうしましたら、最新の調査方法は遠赤外線ビデオカメラで上空高いところまでしっかりコウモリを撮れます。コンサルタントさんは持っているはずですので、車が通れば、是非それを持って行ってここでやって欲しいのです。この位置は奥羽山脈のコウモリは飛ぶかもしれないけど、この付近にヒナコウモリ、ヤマコウモリがいると今回の資料に書いてありますので、他の事業との累積的影響の関係もあるので、しっかりここで超高空を飛ぶコウモリを最新兵器で調査して欲しいと思いますのでその検討をお願いします。いかがでしょうか。

【参考人】

先ず現地の状況を含めて検討させていただければと思います。

【由井委員】

よろしくお願いします。

【参考人】

1点よろしいでしょうか。最初の質問があった猛禽類の調査地点の南側の拡充についてですけど、こちら実際に現地に入って色々と見ているのですが、なかなか視野が開けた観察に適したところがなく、やむを得ずこういう状況になっているということもあります。今後、周辺の林業とか実際に広がったところがあれば、適宜追加していきたいと思いますので、その辺は準備書でまた改めて御報告できればと思います。

【由井委員】

見えないところで調査地点が設定できないということが色々なアセスであるのですが、組み立てパイプで樹冠より上に乗れる高さのやぐらを作れば見ることができるので、クマタカが大事であればその位はやって欲しいと思います。以上です。

【平野会長】

準備書とおっしゃいましたけど、これは方法書ですので、どの地点でどういう調査をするのが適切かという議論を本来すべきタイミングだと思いますので、間に合うのであれば次回お話しいただければと思います。

【参考人】

了解しました。

【平野会長】

200メートル級の風車ですので、由井先生御指摘のとおり上空を飛ぶコウモリの方が気を付ける必要があるということなので、調査項目も検討するだけではなくて、是非加えていただければと思います。

【参考人】

上空を飛ぶコウモリについては、由井先生がおっしゃったとおり風況ポールの位置ですとか、区域内でもLEDライトを用いて高空を飛んでいるものを調査するつもりでしたが、それに加えて遠赤外線ビデオカメラを用いて検討して欲しいということですので、その辺も今後検討していきたいと思います。

【平野会長】

由井先生よろしいですか。

【由井委員】

オーケーです。

【平野会長】

他、いかがでしょう。

【野口委員】

最初に伊藤先生から御指摘がありました、(方法書)349ページの近隣の水域の植物群落への影響に関する話題に戻ります。近隣植生への影響ということで考えますと、風力の場合はアクセス道路の影響が大きいと考えられる訳ですけど、ここだと今日いただいた資料(事業者作成当日説明資料)6ページで機材等の搬出入に用いるルートに関しては、「事業」の方の道路を使うとありましたが、となるとアクセス道路の影響は「事業」の方の環境影響評価の中で行っているという認識で良いのでしょうか。事務局の方もそれで手続き上問題ないかということを確認させていただきたいと思います。

【平野会長】

先ず事務局からお願いします。

【事務局】

野口先生、もう一度御指摘の内容をお聞かせいただいでよろしいですか。

【野口委員】

この事業に関しては、アクセス道路を「事業」のものを使いますということが、今日の資料(事業者作成当日説明資料)6ページに書いてあったと思うのですよね。アクセス道路がもたらす環境影響については、そうなると「事業」の方の環境影響評価の方で行われるという認識で良いのか、それで手続き上も良いのかということですね。

【事務局】

最初に方法書の作成案を見せていただいた時に、私達からもお聞きした内容として、走行ルートについて入っていないけれども、「事業」として入れるのかどうかは事業者の確認をとっているところです。事業者様の回答としては「事業」と共通して使っ

て、かつ評価上は「事業」の区域として入れているということで回答いただいているのですが、妥当性についてはもう一度事務局としても確認した上で、委員の皆様にも情報共有したいと考えております。

【平野会長】

よろしくをお願いします。「事業」だけで見ると、「事業」の累積的な影響もあるわけで、本来だったら「事業」の方に累積的影響として書いておいて、手続き上は「事業」の方が先行していますから。「事業」の方は単独、「事業」で累積影響をやるというのが正しいスタンスかと思いますがいかがでしょうか。参考人の方。

【参考人】

「事業」の方では全てのアクセス道路を通行する車両の影響につきまして、「事業」に関わる車両も含めた総量で扱ってございます。「事業」の方で30万キロワットという諸元でやりますけど、それは「事業」の影響も入っていると思っております。「事業」の方は領域が接続しておりまして、その分も「事業」のアセスに入っているという建て付けにしております。

【平野会長】

これ、ちょっと事務局の方で御確認ください。手続き的な形式論でいうと、私が申し上げたとおり、「事業」が累積的影響を考えるべき事業で「事業」に入っていないとおかしい気がするのですが、先行しているものに前倒しで入るのっておかしいと思います。それで大丈夫かどうかの確認をお願いします。

【事務局】

承知しました。

【平野会長】

他、いかがでしょうか。

【野口委員】

今その話を出したのは、349ページの植生図を拝見すると、恐らく専門家の方から御指摘があった止水域の植物群落のところは、「事業」の調査範囲に入る部分だと思うのですよね。ただ実を言うと「事業」の方法書の審査の時にその部分、全然気が付いていなかったのですよね。やはり、「事業」は相当面積が広い、事業が違うので本当はここで言うてはいけないのかもしれませんが、相当面積が広いのできちんと見られていないのではないかという懸念が凄くあります。「事業」で見られる部分はちゃんと見ていただかたちにできればと思っています。

【平野会長】

これは「事業」の話になりますので、この場で話すべきではないかもしれませんが、

指摘したとおり、6万分の1とか小縮尺の図だと見落としが起こるのですよね。ですので、以前申し上げたようにもっと大きな地図で表記して、回避、低減を皆さんが考える上でも大事な基礎資料になりますので、大縮尺での検討をお願いします。「事業」も含めてですね。野口先生よろしいですか、それで。

【野口委員】

はい、よろしくお願いします。

【平野会長】

他、いかがでしょうか。いいですかね。牧先生、よろしいですか。

【牧委員】

取り立てて、この場所の特異的な問題がある訳ではないので、詳細に調査をしていただくことが重要かなと思います。

【平野会長】

他、よろしいですかね。では、この件の質疑を終了したいと思います。参考人の方々、ありがとうございました。

<参考人 切断>

【平野会長】

それでは最後に、「その他」です。事務局から何かありますでしょうか。

(4) その他

【事務局】

事務局から連絡させていただきます。本日審査賜りました(仮称)宮城山形北部 風力発電事業 環境影響評価方法書につきましては、追加の御指摘等がございましたら、御意見送付票を資料1-5として用意させていただいておりますので、こちらに御記入の上、1月15日(金)までに事務局あて送付いただければと思います。次回の審査会につきましては、来週でございますけれども1月15日(金)に開催を予定しておりますので、御多忙のところ大変恐縮でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。また、本日は引き続きまして環境省様との意見交換会を開催いたします。審査会終了後、一度このWEB会議室を閉じていただきまして、1月7日(木)16時37分にメールにてお送りしております招待メールから15時5分までに入出してくださいませようお願いします。

【平野会長】

事務局からの案内に対して、質問ございますか。よろしいですかね。では、本日の議

事一切を終了して、私の議長としての役目を終わりにしたと思います。ありがとうございました。

**【事務局】**

平野会長、委員の皆様本日は誠にありがとうございました。以上で環境影響評価技術審査会を閉会いたします。